

★消費税増税に伴う公共施設等の利用料金について（お知らせ）

平成 26 年 4 月 1 日より、消費税率（地方消費税を含む。）が、現在の 5% から 8% に改正されます。

市が直接収入として取扱う「公共施設等の利用料金」（下記一覧表）については、現段階での料金改正は行わないことといたしましたので、お知らせいたします。

【料金改正を行わない主な施設等】

- ・ 東山コミュニティーカー運賃
- ・ 火葬場使用料
- ・ 墓地使用料
- ・ 粗大ごみ処理手数料
- ・ 市民農園利用料
- ・ 東山福祉センター使用料
- ・ 山部福祉センター使用料
- ・ 学童保育センター利用料
- ・ 勤労青少年ホーム使用料
- ・ 老人福祉センター使用料
- ・ 学校施設利用料
- ・ 文化会館使用料
- ・ 東山公民館使用料
- ・ 生涯学習センター使用料

※料金改正の有無につきましては、各施設にお問い合わせください。

なお、「公の施設」で指定管理者による料金徴収を行っている施設につきましては、料金改正が行われる施設もありますので、各施設にお問い合わせ下さい。（スポーツセンター、ハイランドふらの など。）

＝総務部総務課総務法制係＝